



高巢 泰廣 議員

地域活性化と

住宅政策について

問 地域活性化方策として、住宅政策は重要である。

特に若年層の定住促進には、住宅供給量確保は重要課題である、住宅政策に対する町長の基本的な方針及び具体策について伺う。

又、住宅の需給動向見通し、少子高齢化による住民相互扶助等、集落機能の活性化や若年層の定住化は重要課題、民間資金活用を含めた住宅整備の考えはないか伺う。

答 住宅政策により地域の活性化を図り、さらに少子高齢化に歯止めをかけ財政健全化を図ることは最も大事な事であると思います。

特に若年層の定住化の住宅確保は重要であると充分認識しております。

新幹線新玉名駅・新大牟田駅の開業を見据え大都市圏への通勤が可能となり、当町は住宅需要が見込めると考えま

す。又、分譲宅地については、今後需要調査結果を検討し費用対効果・道路アクセス等を勘案して若い世代の皆さんに安価に提供出来る用地を選定し定めていきます。この件は企画室に対して、調査企画立案を指示したところです。

又、現状における住宅供給量は、5月に住宅現況調査を実施しました。

今後町内立地企業、事業所又、町職員を含めて従業員に対して、住宅需要調査を実施します。

さらに少子高齢化等による住民相互扶助、集落機能の低下等が予想されるなか、地域活性化促進策として、若年層の定住促進のためのインフラ整備、これは最重要であると認識しております。

住宅整備は大規模住宅地造成という要望もありますが、それぞれの集落の一員として地域との関わりが持てる、5〜6戸程度規模の造成が適当ではないか、小規模住宅地を造成することにより、集落の活性化に繋がっていきたいと考えております。

教育問題について

問 教育環境は知的教育以

前の諸問題、いじめ、しつけ等が毎日話題となっている。

又、町総合計画に係るアンケート調査で学校教育で力を入れる分野として、生きる力を育む道徳教育、豊かな人間性を育む人権教育の強化及び家庭や地域における社会教育環境の充実が強く望まれている。

子ども達をとりまく教育の諸問題、社会の現象をどう見とおられるのか。

又、本町の実情はどうか、町は親の啓蒙、指導を行う親学について併せて伺う。

答 いじめ等の問題でアンケート調査結果では、中学校14%、小学校20%の子どまがいじめを経験している。

又、不登校気味はあるが、不登校は全体としてゼロの状況にあります。基礎学力は全国学力の標準以上の成績結果であります。

家庭教育をどう高めるかは非常に大きな問題ですが、家庭教育推進事業を文部科学省で実施しており、その指導を受け、幼稚園、保育園、小中学校で家庭教育に関する事業も取り組んでいます。

自分の子どもだけを視野に入れた理不尽な親の行動等が

マスメディアで報道されていますが、本町には亘っておりません。全般的に学校を精一杯応援頂いております。

又、正義感、公正さを重んじる心・命を大事にし人権を尊重する心・他人との共生など日頃から道徳の時間を含めて、学校では心の教育の大事さを幼少時から家庭での、しつけ、親の教育が大事と言う事で、幼・保育園・小中学校との連携した取り組みをしております。

今後も学校・家庭・地域が子どもの将来を見据えて励まし支えあつていく、子育ての町になればと思っております。

安全・安心な町づくりについて

問 防犯灯設置件数・種類・維持管理費負担区分・電気料金等・旧町間のサービスの格差

は正について伺う。

又、設置は通学路等子どもの安全確保を優先して設置すべきと思うが!!

答 昨年実態調査を実施して



通学道路の安心・安全対策『防犯灯』

おります。

設置数は菊水地区580箇所、三加和地区382箇所、全体で町管理308箇所、行政区管理654箇所であります。

設置費用は菊水地区は町負担・三加和地区は集落内は行政区負担で設置されています。電気料負担は菊水地区は行政区内は行政区負担であります。三加和地区においても、行政区内は行政区負担であります。但し国道・県道・町道一級・二級沿い・集落間の設置分は町負担となっています。

設置基準・電気料負担区分は旧町間で格差があり、合併協で未合意であるので、現在検討委員会を設置して検討中で、12月頃まで結論をまとめます。又、通学路優先で整備する様に行きます。



森 恵子 議員

地域包括支援センターの現状と課題について

問 昨年4月に改正介護保険法が施行され一年が経過した。和水町でも地域包括支援センターが設置されて総合的な相談窓口として相談業務やケアプラン策定業務が遂行されている。支援センターの本来の役割は十分に地域の実態を把握し、介護予防プランを立てて地域に根ざした形で事業を展開することであり、以下三点について伺います。

- (1) 介護保険法改正で新設された要支援認定者（要支援1・2）の介護予防プランの策定状況について
- ① ケアプランの策定の実態はどうなっているか。
- ② この一年間の策定件数と一職員の担当件数について。
- ③ 介護度1と要支援1・2の違いなど解りにくい面がある。認定やプラン策定は問題なく行われているか。

(2) 地域包括支援センター業務の中で

- ① 相談件数はどのくらいあったか。又、高齢者虐待への対応など権利擁護に関してはどうか。
- ② 包括的、継続的マネジメントは順調に行われているか。

(3) 包括支援センターの今後の課題は何か。

答 (1) ① 保健師を中心に主任介護支援専門員、社会福祉士3名で協議して2名で作成すると、8事業所に民間委託するのがある。

② 19年4月時点で地域包括支援センターでの作成が38件、8事業所での作成が75件の合計113件。民間事業所の委託分も最終チェックは包括支援センターで行っており、一人の職員担当件数は56、57件となる。

③ 玉名・荒尾地区有明圏域で介護認定審査会があり、委員は医療分野50名、保健分野25名、福祉分野31名の合計106名で16班の合議体で審査が行われている。18年度は356回の会議で月平均審査会回数は約30回だった。18年度の和水町認定審査件数は959件。

プラン作成については利用回数や内容等については、要支援認定者の希望に沿えるように要望をよく聞いた上で調整に当たっている。現段階では順調に行っていると思う。

(2) ① 電話相談965件、窓口相談249件、訪問相談451件、延べ件数1665件の相談があった。

高齢者虐待あるいは権利擁護に関する相談は延べ151件となっている。心理的、身体的虐待や介護放棄といった虐待が確認されている。

② 一般高齢者に対しては26箇所の公民館でお茶の間筋トレを行っている。又、要介護の恐れのある特定高齢者に対する介護予防体操を実施したり、要支援の認定を受けた人に対する介護保険による予防給付の提供と継続性のある介護予防システムを目指している。

(3) 包括的、総合的な業務を確実に遂行し、高齢者とその家族が安心して自立した生活が送れるように、要望重視型システムの確立が大きな課題だと考えている。

農地・水・環境保全向上活動支援事業について

問 この事業は平成19年度から農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る新たな施策として始められたもので、和水町においても農業者の高齢化、農業後継者不足、農地や山林の荒廃など様々な問題を抱えている中で、この事業をどのように進めて行くのか大変重要な施策であると感じている。次の三点について伺う。

- (1) この事業への参加地域の協定面積は町内田畑総面積の何割ぐらいになるのか。
- (2) この事業の取り組みができなかった地域についてその原因・理由は何か。
- 又、他自治体の取り組み状況はどうか。
- (3) この事業は5年間の継続事業だが途中参加はできないのか。
- 又、事業計画変更時の問題点は何か。

答 (1) 協定面積は281.14ヘクタールで町内田畑面積の18.8%である。

(2) 事務が煩雑であること、世話するリーダーとなる人がいないことが主な原因。

他自治体は荒尾市7.8%、玉名市38.9%、玉東町2.2%、南関町22.2%、長洲町4%、和水町21.1%となっている。(3) 途中参加は可能だが、1年度から5年間事業のため、1年遅れた場合はその分の交付金は受けられない。又、農地の宅地転用などで事業計画に変更が生じた場合は、初年度にさか登ってその面積分の交付金を返還しなければならない。



農地・水・環境保全向上活動支援事業